

奈良市公報

第91号

令和5年3月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

規 則

月	日	番号	件名	主管
2	2	2	奈良市公報号外第13号に掲載	保健予防課
2	2	3	奈良市公報号外第13号に掲載	保健予防課
2	2	4	奈良市公報号外第13号に掲載	保健予防課
2	2	5	奈良市公報号外第13号に掲載	保健予防課
2	3	6	奈良市公報号外第13号に掲載	スポーツ振興課
2	8	7	奈良市公報号外第13号に掲載	消防局総務課

告 示

月	日	番号	件名	主管
2	1	31	奈良市営住宅等空家入居者の募集	住宅課
2	1	32	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
2	1	33	生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	保護課
2	6	34	差押調書の公示送達	滞納整理課
2	6	35	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
2	6	36	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定	介護福祉課
2	6	37	放置自転車等の保管	環境政策課
2	6	38	差押調書の公示送達	滞納整理課
2	8	39	奈良農業振興地域整備計画の変更	農政課
2	8	40	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2	8	41	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2	9	42	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
2	9	43	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
2	9	44	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
2	9	45	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定	障がい福祉課

2	9	46	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定	障がい福祉課
2	9	47	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
2	9	48	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の廃止	障がい福祉課
2	10	49	住居番号の設定	市民課
2	10	50	令和4年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課
2	10	51	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
2	10	52	介護保険法の規定による指定地域密着型サービス事業者等の廃止	介護福祉課
2	13	53	放置自転車等の保管	環境政策課
2	15	54	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課
2	15	55	生活保護法の規定による医療機関の指定	保護課
2	15	56	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
2	15	57	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
2	15	58	生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	保護課
2	15	59	生活保護法の規定による施術者の指定	保護課
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
2	1	8	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
2	8	9	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定	共同事務推進課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
2	8	1	奈良市公報号外第13号に掲載	一条高等学校事務室
2	9	2	定例教育委員会の開催	教育政策課
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
2	7	2	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 31 号

奈良市営住宅等空家入居者を次のとおり募集する。

令和 5 年 2 月 1 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 5 年 2 月 1 日 (水) から令和 5 年 2 月 15 日 (水) までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 5 年 2 月 1 日 (水) から令和 5 年 2 月 15 日 (水) まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 又は住宅課窓口へ持参する。

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時空家募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (カ) までの条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、婦人保護施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、婦人相談所等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であること。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和26年法律第193号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ア)から(オ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(オ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

オ コミュニティ住宅 母子・父子世帯向 (ア)から(ウ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から3箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。）のない者であること。また、現に同居し、又は同居しようとする者（子に限る。）があり、かつ、そのいずれかが20歳未満であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(オ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必

要である。

※ ただし、基準日（令和4年1月1日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。
基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される
最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記aのほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和3年1月1日以降に退職した者については上記a、転職した者については上記a及びbのほか、退職
証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記aのほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査するこ
とに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外
の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及
び家屋の所在地番（現住宅と一致すること。）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の3箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、
親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問
わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定さ
れた者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から3箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の
上、提出する。

コ パートナーシップ宣誓書受領証等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ宣誓制度に登録している者は、パートナーシップ宣誓書受領証又はパートナーシップ
宣誓書受領証カードを提示し、パートナーシップ宣誓登録簿の状況照会に関する同意書に必要事項を記入し、自
ら署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約2週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要で
ある。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明
した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、申込みを無効とする。

(6) 入居決定

- ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。
- イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の3箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の3箇月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。
- ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

- (1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。
- (2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和5年2月1日揭示済)

奈良市告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月1日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
前田 新	奈良県奈良市松陽台三丁目1-5	柔道整復	令和4年 11月15日
松陽台整骨院			

(令和5年2月1日揭示済)

奈良市告示第33号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月1日

奈良市長 仲川 元 庸

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
松田 成樹	奈良県奈良市大宮町三丁目2-46-505	あんま	令和4年 8月24日
からだ元気治療院奈良店			
松田 成樹	奈良県奈良市大宮町三丁目2-46-505	はり・きゅう	令和4年 8月24日
からだ元気治療院奈良店			

(令和5年2月1日揭示済)

奈良市告示第34号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年2月6日

奈良市長 仲川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書(謄本)
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和5年2月6日揭示済)

奈良市告示第35号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項及び第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により公示する。

令和5年2月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日 令和5年2月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190308	(介護予防)福祉用具貸与・特定(介護予防)福祉用具販売	えのき株式会社	奈良県大和郡山市九条町604番地6	福祉用具櫛	奈良県奈良市七条西一丁目65番1号
2970190316	通所介護	株式会社アイリス	奈良県奈良市法蓮町632番地の2	リハビリデイサービスアイリスアップ	奈良県奈良市法蓮町632番地の2
2970190324	通所介護	株式会社R&M	奈良県奈良市法蓮町471番地の1	和デイサービスセンター	奈良県奈良市法蓮町471番地の1

(令和5年2月6日揭示済)

奈良市告示第36号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により公示する。

令和5年2月6日

奈良市長 仲川元庸

- 1 指定年月日 令和5年2月1日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2990190031	地域密着型通所介護	株式会社ききょう	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号	ぐっどデイサービス	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号ききょう富雄ビル3F
2990190049	地域密着型通所介護	株式会社ききょう	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号	ないすデイサービス	奈良県奈良市富雄元町三丁目1番13号ききょう富雄ビル3F
2990190056	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	社会福祉法人協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7	あすならホーム今小路安心ケアシステム	奈良県奈良市今小路29-1

(令和5年2月6日揭示済)

奈良市告示第37号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和5年2月6日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和5年1月31日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和5年2月6日掲示済）

奈良市告示第38号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和5年2月6日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

（令和5年2月6日掲示済）

奈良市告示第39号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づき定めた農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年2月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更した農業振興地域整備計画の名称
奈良農業振興地域整備計画
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市 観光経済部 農政課

(令和5年2月8日揭示済)

奈良市告示第40号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により横井東町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	猪岡 意典 奈良市横井三丁目97番地	福井 康二 奈良市横井三丁目206番地

- 2 変更の年月日
令和5年1月1日

(令和5年2月8日揭示済)

奈良市告示第41号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により石打自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月8日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	田中 一次 奈良市月ヶ瀬石打476番地	大白 常信 奈良市月ヶ瀬石打409番地の2

- 2 変更の年月日
令和5年1月1日

(令和5年2月8日揭示済)

奈良市告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき告示する。

令和5年2月9日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 指定年月日 令和5年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102595	合同会社 BARNEY, S	630-8115	奈良県奈良市 大宮町六丁目 3-29 日宝阪奈 ビル2-D1	コジカ	630-8114	奈良県奈良市 芝辻町四丁目 2-4 田村ビル 105	就労継続 支援B型	令和11年 1月31日
	有限会社	630-8101	奈良県奈良市	ケアステ		奈良県奈良市	居宅介	令和11年

2910103940	寧々		青山八丁目 268番地	一ション 寧々	630-8101	青山八丁目 268番地	護、重度 訪問介護	1月31日
2910103957	ユースタ イルラボ ラトリー 株式会社	164-0011	東京都中野区 中央一丁目35 番6号レッチ フィールド中 野坂上ビル6F	土屋訪問 介護事業 所 奈良	631-0078	奈良県奈良市 富雄元町一丁 目22番12タ ワー・ア・ ラ・モード 411号室	居宅介 護、重度 訪問介護	令和11年 1月31日
2910103965	一般社団 法人サニ ーサイド	631-0806	奈良県奈良市 朱雀一丁目8 番7号	フューチ ャーステ ーション	631-0806	奈良県奈良市 朱雀一丁目8 番7号	就労継続 支援B型	令和11年 1月31日

(令和5年2月9日掲示済)

奈良市告示第43号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和5年2月9日

奈良市長 仲川元庸

1 指定更新年月日 令和5年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950100319	株式会社 LITALICO パートナーズ	153-0051	東京都目黒区 上目黒二丁目 1番1号	LITALICO ジュニア 新大宮教 室	630-8115	奈良県奈良市 大宮町四丁目 266-1 三和大 宮ビル201	放課後等 デイサー ビス	令和11年 1月31日
2950100350	社会福祉 法人希望 の会	631-0032	奈良県奈良市 あやめ池北二 丁目3-97	児童発達 支援朱雀 こだま	631-0806	奈良県奈良市 朱雀六丁目 20-10	児童発達 支援	令和11年 1月31日
2950100350	社会福祉 法人希望 の会	631-0032	奈良県奈良市 あやめ池北二 丁目3-97	保育所等 訪問支援 朱雀こだ ま	631-0806	奈良県奈良市 朱雀六丁目 20-10	保育所等 訪問支援	令和11年 1月31日

(令和5年2月9日掲示済)

奈良市告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和5年2月9日

奈良市長 仲川元庸

1 廃止年月日 令和5年1月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910103577	合同会社 BARNEY, S	630-8115	奈良県奈良市 大宮町六丁目 3-29 日宝奈 ビル2-D1	コジカ	630-8114	奈良県奈良市 芝辻町四丁目 2-4 田村ビル 105	就労継続支 援B型

(令和5年2月9日掲示済)

奈良市告示第 45 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 2 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 5 年 2 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2930100975	一般社団法人空	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町 8 番地	えん	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町 8 番地 2 階	計画相談支援	令和 11 年 1 月 31 日

(令和 5 年 2 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 46 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第 24 条の 37 第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 2 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 5 年 2 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2970101685	一般社団法人空	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町 8 番地	えん	630-8223	奈良県奈良市角振新屋町 8 番地 2 階	障害児相談支援	令和 11 年 1 月 31 日

(令和 5 年 2 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 47 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 2 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 5 年 1 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類	指定有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102595	合同会社 BARNEY'S	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目 3-29 日宝阪奈ビル 2D-1	バーニーズ	630-8115	奈良県奈良市大宮町六丁目 3-29 日宝阪奈ビル 2D-1	就労継続支援 A 型	令和 10 年 12 月 31 日

(令和 5 年 2 月 9 日揭示済)

奈良市告示第 48 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者を廃止したので、同法第 24 条の 37 第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 5 年 2 月 9 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 4 年 12 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2970101354	株式会社 樹輝	630-8133	奈良市大安寺 七丁目 6 番 16 号-107	ケアサポー トなずな	630-8133	奈良市大安寺 七丁目 6 番 16 号-107	障害児相談 支援

(令和 5 年 2 月 9 日掲示済)

奈良市告示第 49 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 10 日

奈良市長 仲川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示	
恋の窪二丁目 7 番 11 号	百楽園一丁目 8 番 18-1 号
学園朝日町 12 番 31-9 号	西千代ヶ丘一丁目 4 番 16 号
帝塚山一丁目 16 番 22 号	西大寺南町 5 番 5-1 号
富雄元町一丁目 20 番 5-室番号	西大寺南町 5 番 5-2 号
帝塚山南四丁目 7 番 7 号	西大寺南町 5 番 5-5 号
西大寺北町四丁目 6 番 26-室番号	西大寺南町 5 番 5-6 号
西大寺新町一丁目 6 番 23 号	西大寺南町 5 番 5-7 号
西登美ヶ丘三丁目 15 番 1 号	西大寺南町 5 番 5-8 号
四条大路三丁目 3 番 8-3 号	六条西二丁目 11 番 45 号
六条二丁目 5 番 8-室番号	大安寺一丁目 20 番 10-2 号
大安寺七丁目 17 番 2 号	七条西町一丁目 3 番 9 号
学園南一丁目 3 番 11-2 号	あやめ池北三丁目 3 番 60 号
三条大宮町 2 番 21 号	平松四丁目 8 番 47 号
西大寺小坊町 7 番 7 号	平松四丁目 8 番 49 号
西登美ヶ丘四丁目 6 番 18 号	六条一丁目 22 番 29-1 号
南登美ヶ丘 15 番 2 号	
平松一丁目 18 番 19 号	
帝塚山南一丁目 16 番 28 号	
西登美ヶ丘四丁目 21 番 9 号	

(令和 5 年 2 月 10 日掲示済)

奈良市告示第 50 号

令和 4 年度軽自動車税（種別割）納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び奈良市税条例（昭和 46 年奈良市条例第 12 号）第 6 条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和 5 年 2 月 10 日

奈良市長 仲川 元 庸

- 送達をすべき文書
令和 4 年度軽自動車税（種別割）納税通知書
- 送達をすべき文書の発送年月日
令和 4 年 5 月 10 日
- 送達を受けるべき者

別紙に記載

別紙省略

(令和 5 年 2 月 10 日 掲 示 済)

奈良市告示第 51 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条第 2 項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 5 年 1 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970107468	通所介護	株式会社樹	奈良市法蓮町 471 番地の 1	和デイサービスセンター	奈良市法蓮町 471 番地の 1

(令和 5 年 2 月 10 日 掲 示 済)

奈良市告示第 52 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を廃止したので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び第 115 条の 20 第 2 号の規定により公示する。

令和 5 年 2 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和 5 年 1 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970101842	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	有限会社ハヤシ	奈良県天理市富堂町 320 番地 1	グループホームエル・ハヤシ学園前センター	奈良市学園朝日町 12 - 10
2990100436	地域密着型通所介護	株式会社 K-three	奈良市富雄元町三丁目 1 番 13 号	富雄吉祥寺デイサービス	奈良市富雄元町三丁目 1 番 13 号
2970106528	地域密着型通所介護	株式会社 K-three	奈良市富雄元町三丁目 1 番 13 号	吉祥寺デイサービス	奈良市富雄元町三丁目 1 番 13 号

(令和 5 年 2 月 10 日 掲 示 済)

奈良市告示第 53 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 5 年 2 月 8 日

3 移動対象区域

近鉄大和西大寺駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和5年2月13日掲示済）

奈良市告示第54号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和5年2月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひがしうら歯科	奈良県奈良市小川町5番地の4	令和4年 12月31日
寺田歯科医院	奈良県奈良市毘沙門町25番地1階	令和4年 12月31日
浜中矯正歯科クリニック	奈良県奈良市学園北一丁目1-1ル・シエル学園前4F401	令和5年 1月5日
やまおか歯科・矯正歯科	奈良県奈良市三碓三丁目11番1号	令和4年 12月31日

（令和5年2月15日掲示済）

奈良市告示第55号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月15日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ひがしうら歯科	奈良県奈良市小川町5番地の4	令和5年 1月1日
寺田歯科医院	奈良県奈良市毘沙門町25番地1階	令和5年 1月1日
浜中矯正歯科クリニック	奈良県奈良市学園北一丁目1-4ならきん学園前ビル2F	令和5年 1月6日
やまおか歯科・矯正歯科	奈良県奈良市三碓三丁目11番1号	令和5年 1月1日

（令和5年2月15日掲示済）

奈良市告示第56号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
Care-Support ohana	奈良県奈良市小倉町1231番地の2	居宅 訪問介護	令和4年 11月1日
OHANA 合同会社	奈良県奈良市小倉町1231番地の2		
空	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8番28-101号	居宅介護支援事業（介護計画作成）	令和4年 11月1日
一般社団法人もつくる	奈良県奈良市藤ノ木台一丁目8番28-101号		

(令和5年2月15日掲示済)

奈良市告示第57号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
介護ステーションやまと	奈良県奈良市富雄川西二丁目23-15	居宅 訪問介護	令和4年 12月1日
合同会社やまと	奈良県奈良市富雄川西二丁目23-15		
アウルケアサービス	奈良県奈良市南永井町64番地の4	居宅 訪問介護	令和4年 12月1日
株式会社Nextage	奈良県奈良市藤ノ木台三丁目16番6号		
奈良京終ケアセンターそよ風	奈良県奈良市南京終町681番地	居宅 通所介護 居宅 短期入所生活介護 通所型サービス（独自） 介護予防 短期入所生活介護	令和4年 12月1日
株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ	東京都港区北青山二丁目7番13号プラセオ青山ビル		

(令和5年2月15日掲示済)

奈良市告示第58号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月15日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
訪問介護事業所フルライフ奈良	奈良県奈良市東九条町 657-1	居宅 訪問介護	令和5年 1月1日
株式会社フルライフケア	大阪府大阪市中央区南本町一丁目 2番6号		
株式会社フロンティア 奈良営業所	奈良県奈良市大宮町四丁目 237-10M's ビル	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与 介護予防 特定福祉用具販売	令和5年 1月1日
株式会社フロンティア	大阪府大阪市淀川区宮原 3-5-36		

(令和5年2月15日掲示済)

奈良市告示第59号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術者の指定をしたので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和5年2月15日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
辻本 延彦		はり・きゅう	令和5年 2月10日
辻本 延彦	奈良県奈良市西登美ヶ丘四丁目 17番2号		

(令和5年2月15日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第8号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和5年2月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和5年2月1日

奈良市公営企業管理者 池田 修

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和5年2月15日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
中山町 1290 の一部他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
若葉台一丁目 354-61	②	分流	
東九条町 655-2 他	③	分流	
宝来四丁目 455-1	④	分流	
菅原町 502-1	⑤	分流	
平松四丁目 354-7	⑥	分流	
学園大和町六丁目 701-23 他	⑦	分流	

富雄北三丁目 2517-3	⑧	分流	
---------------	---	----	--

位置図省略

(令和 5 年 2 月 1 日揭示済)

奈良市企業局告示第 9 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 4 条第 1 項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 5 年 2 月 8 日

奈良市公営企業管理者 池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
ヤマト設備	金光 武史	奈良県天理市長柄町 631 番地 1	令和 5 年 1 月 25 日

(令和 5 年 2 月 8 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 2 号

令和 5 年 2 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 5 年 2 月 9 日

奈良市教育委員会
教育長 北谷 雅人

1 日 時

令和 5 年 2 月 14 日（火） 午前 10 時から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

- (1) 令和 4 年度 3 月補正予算要求額について
- (2) 令和 5 年度予算要求額について
- (3) 和解について
- (4) 市長専決処分の報告について
- (5) 公の施設の指定管理者の候補者の選定について（奈良市公民館 24 施設）
- (6) 令和 4 年度奈良市立幼稚園修了証書授与式及び奈良市立小・中・高等学校卒業証書授与式における奈良市・奈良市教育委員会祝辞について
- (7) 和解及び損害賠償の額の決定について

議事

議案第 37 号 奈良市黒髪山キャンプフィールドの臨時開所について

議案第 38 号 令和 5 年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第 39 号 奈良市立看護専門学校の業務の委託先候補者について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 5 年 2 月 9 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 2 号

奈良市農業委員会令和 5 年 2 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規

則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

令和5年2月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和5年2月14日（火） 午後1時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所中央棟 地下1階 地下会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (4) 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第29条第1号に該当する転用の届出について
- (5) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- (6) 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (7) 農地法第6条の2第1項の規定による農地所有適格法人以外の者の要件確認について
- (8) 水田・畑地造成形質変更届出について
- (9) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
- (10) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (11) 知事許可について

(令和5年2月7日揭示済)